**石徹白保育園　重要事項説明書**

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 郡上市 |
| 事業者の所在地 | 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 |
| 事業者の電話番号・ＦＡＸ | 0575-67-1121 0575-67-1711 |
| 代表者氏名 | 郡上市長　山川　弘保 |
| 条例の目的に定めた事業 | ・郡上市保育所の設置及び管理に関する条例  ・郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |

２　施設の概要

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 保育園 | | | | | |
| 名称 | 郡上市立　石徹白保育園 | | | | | |
| 所在地 | 岐阜県郡上市白鳥町石徹白39-18-1 | | | | | |
| 電話番号・ＦＡＸ | 0575-86-3076 0575-86-3076 | | | | | |
| 施設長氏名 | 清水　久美子 | | | | | |
| 設置者について | 過去に事業停止命令または施設閉鎖命令をうけた  ことはない | | | | | |
| 開設年月日 | 昭和55年4月１日 | | | | | |
| 利用定員（年齢別）  合計　15名定員 | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 |
| 0 | 2 | 2 | 3 | 4 | 4 |
| 取扱う保育事業 | 平日保育、希望保育、一時保育、延長保育 | | | | | |

３　施設・設備の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 敷地面積 | | 217㎡ | |
| 園舎  (保育園) | 構造 | 鉄骨造　石徹白小学校1階に設置 | |
| 延床面積 | 217㎡ | |
| 施設設備の数と面積  (保育園) | 保育室 | 1室 | ４４．０２㎡ |
| 遊戯室 | １室 | ４４．０２㎡ |
| トイレ | 小便器2ヶ  洋式便器１ヶ | ６．１５㎡ |
| 医　務　室  事 　務 　室 | １室 | １２．５３㎡ |
| 屋外運動場 | | 小学校と兼用 | |
| 屋外プール | | 小学校と兼用 | |

４　施設の目的、運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 保護者が働いている等の何らかの理由によって保育を必要とする児童を預かり、保育をすることを目的としている。保育とは、養護と教育が一体化した営みであり、そのことを通じて子ども達の心身の諸能力を健全で調和のとれた姿に育成することを目的としている。石徹白保育園では、地域の特性を活かし、子ども達の個を大切にしながら、心身共に健やかに育つことを目的とする。 |
| 運営方針 | 園の保育目標  ・思いやりのある子  ・自然の中で元気よく遊べる子  ・友だちと仲良く遊べる子 |

５　職員体制

|  |  |
| --- | --- |
| 園長 | １人　（資格：保育士、幼稚園教諭） |
| 保育士、幼稚園教諭 | １人　（資格：保育士、幼稚園教諭）  　　　　※入所人数により変動有り |

６　保育を提供する日

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 月曜日～土曜日 |
| 休所日 | (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  (2)　日曜日 |

７　保育を提供する時間

（１）開所時間

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日 | 午前７時から午後７時まで |
| 土曜日（希望保育日） | 午前７時から午後７時まで |

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（11時間） | 午前７時から午後６時まで |
| 土曜日の保育時間（11時間） | 午前７時から午後６時まで |
| 延長保育時間 | 夕：午後６時から午後７時まで |

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（８時間） | 午前８時から午後４時まで |
| 土曜日の保育時間（８時間） | 午前８時から午後４時まで |
| 延長保育時間 | 朝：午前７時から午前８時まで  夕：午後４時から午後７時まで |

８　利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 保育料 | 保護者が居住する市町村が定める利用料 |
| 副食費 | ３歳以上児月額3,700円（年収360万円未満相当世帯は副食費免除） |
| 延長保育料 | 1時間　１００円 |
| 一時預かり保育料・給食料 | 3歳未満児…1日　1,600円　　　半日　800円  3歳以上児…1日　1,000円　　　半日　500円  給食1食　200円 |

９　支払方法

|  |
| --- |
| ○保育料・副食費は　口座振替払　　振替日　翌月の１０日  ○一時預かり保育料・延長保育料は納付書支払 |

10　提供する保育の内容

|  |
| --- |
| 子ども子育て支援法、郡上市保育所の設置及び管理に関する条例、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、郡上市子どものための教育・保育給付に関する規則、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用児の心身の状況等に応じ、発達に必要な保育を提供します。 |

＜毎日の保育の流れ＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 未満児 | 幼児 |
| 7:00  7:00 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 |
| 8:00  9:30 | 保育短時間（８時間）開始  順次登園  おやつ  遊び（室内外）・散歩 | 保育短時間（８時間）開始　順次登園  ・なかよし遊び（室内外）  ・クラス活動 |
| 11:30 | 食事 | 片付け |
| 11:40 |  | 食事 |
| 12:20 | お昼寝 |  |
| 13:00  14:00  15:00 | 目覚め  おやつ | 遊び  クラス活動  おやつ |
| 15:30 | 順次降園 | 順次降園 |
| 16:00  19:00 | 保育短時間終了  保育標準時間終了　閉園 | 保育時間短時間終了  保育時間標準終了　閉園 |
|

＜保育計画（年間）＞

　　年度開始時に学年ごとにお知らせします。

＜クラス編成＞

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢 | クラス名 |
| 0歳児 | うさぎ組 |
| 1歳児 |
| ２歳児 |
| ３歳児 | きりん組 |
| ４歳児 |
| ５歳児 |

11　給食等について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提供内容 | | | |
| 午前おやつ | 給食 | | 午後おやつ |
| 主食 | 副食 |
| ０歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| １歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ２歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ３歳児 |  |  | ○ | ○ |
| ４歳児 |  |  | ○ | ○ |
| ５歳児 |  |  | ○ | ○ |

＜給食の提供にあたって＞

|  |
| --- |
| ・石徹白小学校給食センターの給食を搬入します。  ・3歳以上児の主食は、主食（ご飯）をご持参ください。未満児は園で提供  ・献立の提供　毎月献立表をお渡しします。  ・食育の取組　食育計画に基づき、食育指導を随時実施しております。 |

＜アレルギー対応について＞

当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、保護者、園長、

保育士でアレルギー対応会議を随時開催し、適切な対応に努めています。

12　保護者に用意していただくもの

1. 入園時にご用意いただくもの

|  |
| --- |
| ・住所を確認するもの（児童票）  ・保護者の緊急連絡先  ・児童の健康や体調を確認するもの  ・保育用品　　など（詳しくは入園のしおりをご参照ください） |

1. 毎日持参いただくもの

|  |
| --- |
| ・通園かばん ・水筒  ・手拭タオル  ・連絡帳　など（詳しくは入園のしおりをご参照ください） |

1. 服装について

|  |
| --- |
| ・動きやすく、着脱しやすい服装  ・詳しくは入園のしおりをご参照ください |

13　登園・降園について

（１）登園、降園にあたっては、次の点に留意してください。

|  |
| --- |
| ・園横の駐車場に駐車してください。  ・駐車場では、子どもと手をつなぎ、他の自動車等に十分注意してください。  ・駐車場内で発生した事故等については、当園では責任を負いません。  ・保護者（父・母）以外の方のお迎えの時は、事前の連絡をお願いします。 |

14　保育園と保護者との連携について

|  |
| --- |
| 保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。 |

15　健康診断、健康管理について

（１）健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

|  |
| --- |
| 園児健康診断　全園児　２回（５～６月及び１０月～１１月）  　　　　　　　入園前　１回  歯科健診　　　全園児　１回（５月～６月）  尿検査　　　　全園児　１回（５月） |

（２）健康管理、病気のときの対応

　　入園のしおりを参照してください。

16　感染症対策について

　入園のしおりを参照してください。

17　嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 県北部地域医療センター国保白鳥病院 |
| 医　院　長　名 | 院長:後藤忠雄　　総合診療医：鈴木良平 |
| 所　　在　　地 | 岐阜県郡上市白鳥町為真1205-1 |
| 電　話　番　号 | 0575-82-3131 |

18　嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 曽我歯科医院 |
| 医　院　長　名 | 曽我隆行 |
| 所　　在　　地 | 岐阜県郡上市白鳥町白鳥749-11 |
| 電　話　番　号 | 0575-82-4788 |

19　地域防災拠点、広域避難場所

　　保育所近隣の地域防災拠点は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域防災拠点 | 郡上市立石徹白小学校 |

|  |
| --- |
| 保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。  保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。 |

20　緊急時における対応

　＜近隣の緊急連絡先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 白鳥交番 | 0575-82-2110 |
| 郡上北消防署 | 0575-82-5119 |
| 郡上市役所白鳥振興事務所 | 0575-82-3112 |

21　非常災害時の対策

　　非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月**１**回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 園長　　清水　久美子 |
| 避難訓練 | 年１２回実施（内３回は小学校と合同、４・９・１月） |
| 防災設備 | 消火器２本、誘導灯、火災報知器　　設備点検年２回 |

22　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | スポーツ振興センター災害共済給付金制度 |
| 保険の内容 | 医療費  医療保険並の療養する費用の4/１０を給付  ※1/10は療養に伴って要する費用として加算されたもの  ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額を給付 |
| 障がい見舞金  〈治った後に障がいが残った場合〉  ・障がいの程度に応じて、3,770万円（第1級）から  　82万円（第14級）を給付  ・ただし登園中の場合は、1,885万円から41万円を給付 |
|  |
|  | 死亡見舞金  ・2,800万円を給付  ・ただし運動などの行為と関連しない突然死及び登園中  　の場合は1,400万円を給付 |
| 掛金 | 年額　210円 |

23　業務の質の評価について

|  |  |
| --- | --- |
| 園の自己評価 | 実施方法：保育士等の自己評価を、年２回実施 |
| 園の外部評価 | 実施方法：保護者に園評価を依頼  実施回数：年１回 |

24　苦情相談窓口

　　要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 相談・苦情受付担当者 | 保育士　鴛谷　智恵美 |
| 相談・苦情解決責任者 | 園長　　清水　久美子 |
| 第三者委員  （石徹白保育園評議員） | 自治会長　　　　　上村　洋一  食生活改善委員　　上村　万里子  小学校長　　　　　加藤　一郎 |

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

25　地域の育児支援について

|  |
| --- |
| ○一時預かり保育の実施  ・郡上市一時的保育事業実施要綱に基づき実施しています。  ・事前の予約・登録が必要です。  ○子育て支援事業  　・月１回　未就園児親子を対象に支援センター２階にて  　　１０時～１１時。  　・親子あそび・季節のあそびや制作  　・保育園児との交流。  　・園の職員（園長）が対応します。 |

26　法令遵守責任者の設置

|  |  |
| --- | --- |
| 石徹白保育園長 | 清水　久美子 |